



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 18 日

志布志市長 下 平 晴 行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

有明地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	33 経営体
個人	66 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散された農地を集積・集約化するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

有明地区の農業は、広大な土地を利用して茶、甘藷が広範囲に作付されている。その他、イチゴ、ゴーヤなどの施設園芸作物についても取り組んでいる。

また、開田地区を中心に早期水稻及び飼料用稲が作付されており、さらには、牛、豚を主体とした畜産も盛んに経営されているが、高齢化、後継者不足が進み、近年、土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が一層深刻化している状況であり、人と農地の問題解決に向け、地域での徹底的な話し合いを行うことにより、地域農業の未来の設計図となる「人・農地プラン」を作成した。今後は、耕作放棄地の発生防止と担い手への農地の集積・集約を図るため、地域の中心となる経営体はもちろんのこと、近い将来農地の出し手となる経営体を把握するため、農地中間管理事業の推進を図りながら、より充実したプランを目指していく。





農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 18 日

志布志市長 下 平 晴 行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

志布志地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	18 経営体
個人	48 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散された農地を集積・集約化するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

志布志地区の農業は、広大な土地を利用して甘藷、茶、キャベツが広範囲に作付されている。

また、ピーマンの施設園芸作物についても取り組んでいる。さらに、牛、豚を主体とした畜産も盛んに経営されている。産業構造については、高齢化、後継者不足が進み、近年、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が一層深刻化している状況であり、人と農地の問題解決に向け、地域での徹底的な話し合いを行うことにより、地域、集落営農の未来の設計図となる「人・農地プラン」を作成した。





農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 18 日

志布志市長 下 平 晴 行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

松山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	8 経営体
個人	50 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散された農地を集積・集約化するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

松山地区の農業は、加工用さつまいも、キャベツ、大根などの露地野菜、ハウスを利用したピーマン、イチゴ、メロンなどの施設園芸作物、牛、豚、鶏を主体とした畜産業などの経営が行われています。近年、農業全般にかけ、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化しており、耕作されない農地も依然として発生している。

地域の担い手の育成・確保するため、人と農地の問題解決に向けた「人・農地プラン」の作成のもと、認定農業者を中心に、地域の担い手となりえる農業者を中心に、将来の農地利用の在り方を含め、話し合い活動が行える環境づくりに努めていきたい。また、今後、新規就農や地域内外からの新規参入について、促進を図るため基盤整備を行う必要がある。

また、遊休農地が依然として発生している状況がある中、関係機関と連携し、利用可能な農地の情報や、貸付事務の円滑化を図る情報共有の構築が必要と考える。





農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 18 日

志布志市長 下 平 晴 行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

森山道重地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 7 日

3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	15.3 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.5 ha
③ 地区内における 65 才以上の農業者の耕作面積の合計	0.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.5 ha

4. 対象地区の課題

農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

森山道重地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者 2 経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

6. 中心経営体

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、80 筆、124,589 m<sup>2</sup>となっている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

(3) 地域景観の取組方針

農業と共存する地域を目指し、地域内の農地だけではなく、道路等も含め良好な景観形成のため、地域住民、農地所有者及び耕作者で協力体制を確立し、地域景観活動等に取り組む。





農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 18 日

志布志市長 下 平 晴 行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

二反野鎌石地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 7 日

3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	16.4 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.9 ha
③ 地区内における 65 才以上の農業者の耕作面積の合計	7.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.3 ha

4. 対象地区の課題

農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

二反野鎌石地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者 1 経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

6. 中心経営体

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、73 筆、118,814 m<sup>2</sup>となっている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

(3) 中心経営体増加への取組方針

中心経営体である認定農業者 1 経営体であるため、隣接地区の中心経営体及び地区認定農業者連絡協議会等での情報発信をすることで入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。





農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 18 日

志布志市長 下 平 晴 行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

野井倉前原地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 7 日

3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	13.5 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.2 ha
③ 地区内における 65 才以上の農業者の耕作面積の合計	4.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.9 ha

4. 対象地区の課題

農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

野井倉前原地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者 3 経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

6. 中心経営体

法人	3 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、130 筆、92,257 m<sup>2</sup>となっている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。





農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 18 日

志布志市長 下 平 晴 行



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
蓬原中野地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和 2 年 2 月 7 日
3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	19.6 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.7 ha
③ 地区内における 65 才以上の農業者の耕作面積の合計	11.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.1 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.8 ha

4. 対象地区の課題

農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が必要。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

蓬原中野地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者 8 経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

6. 中心経営体

法人	1 経営体
個人	7 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、123 筆、82,015 m<sup>2</sup>となっている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

(3) 基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、蓬原中野地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。